青森大学全学情報交換会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学(以下、「本学」という。)全学情報交換会を置き、本学の教育研究に関する重要事項で、学部、委員会、別地キャンパス及び事務局等(以下、「各部局」という)の運営に係る事項について共有及び調整を行い、本学の教学面での運営を円滑に行うことを目的とする。

(業務)

- 第2条 全学情報交換会は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 各部局の運営に係る事項の共有及び調整
- (2) 共有若しくは調整を行なった結果の大学運営会議への提出
- (3) その他全学情報交換会の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

- 第3条 全学情報交換会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 副学長
- (2) 学科長
- (3)教務副委員長
- (4) 学生副委員長
- (5) 付属総合研究所副所長
- (6) 図書館次長
- (7) 社会連携副センター長
- (8) キャンパス事務局長
- (9) 広報室長
- (10) その他学長が指名した者
- 2 全学情報交換会が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。

(招集及び議長)

- 第4条 全学情報交換会は、副学長が招集する。
- 2 全学情報交換会の議長は、副学長とする。副学長全員が不在のときは、学長があらかじ め指定した者が議長の職務を代行する。

(開催)

第 5 条 全学情報交換会は、定例とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 全学情報交換会は、原則として毎月第3水曜日に開催する。

(庶務)

第6条 全学情報交換会の庶務は、経営戦略局が処理する。

(改廃)

第7条 この規程の改正は、全学情報交換会で審議し、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は令和6年5月29日から施行する。
- 2 全学情報交換会に関する定めは廃止する。